



小美玉市 スポーツ推進計画

改定版

〔 令和 5 年度 ▶ 令和 9 年度 〕

スポーツで創ろう

元気なまち

～誰もが、いつでも・どこでも・いつまでも！

生涯にわたるスポーツライフの実現～



ごあいさつ

「スポーツ基本法」の前文に、スポーツは、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であると規定されています。



スポーツが果たす役割は、心身の健康の保持増進、健康で活力に満ちた長寿社会の実現といった効果だけでなく、交流人口の増加や地域コミュニティの活性化など、まちづくりに大きく貢献するものです。

近年、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進行、そして、新たな感染症の流行などにより、スポーツを取り巻く環境が大きく変化してきました。そのような中、日本人のトップアスリートが海外で活躍する時代を迎え、今まで以上に市民のスポーツに対する関心の高まりを感じています。

本計画の改定にあたっては、市民アンケートや市内各スポーツ団体のヒアリングを実施するなど、多くの市民からご意見、ご提言をいただくとともに、市総合計画や教育振興基本計画との整合性を図りつつ、スポーツにおけるSDGsへの取組を計画に盛り込むなど、新たな施策を追加しております。

「スポーツで創ろう元気なまち」を基本理念に、子どもから大人まですべての市民が運動やスポーツをもっと好きになり、気軽に取り組めるように、また、スポーツを通じた交流が地域の活力につながるように、本計画を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきましたスポーツ推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただいた多くの市民の皆様から心から感謝を申し上げますと共に、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年3月

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市スポーツ推進計画(改定版) 目次

第1章 策定方針

1 計画策定の目的	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の策定体制	3
5 計画策定にあたっての基本的考え方	4
6 計画とSDGsの関係	4

第2章 スポーツを取り巻く概況

1 スポーツ政策をめぐる動き	6
2 小美玉市のスポーツの現状と取組課題の整理	13

第3章 計画の基本方針

1 基本理念と6つの視点	22
2 基本方針	23
3 施策の体系	24

第4章 基本施策と基本方向

基本方針1 子どものスポーツ機会の充実	26
基本方針2 生涯スポーツ活動の推進	38
基本方針3 スポーツ環境の充実	54
基本方針4 スポーツ施設の充実	68

第5章 計画の推進

1 推進体制	76
2 協働による計画の推進	76
3 進行管理	76

資料編

1 策定経緯	78
2 小美玉市スポーツ推進審議会	80
3 小美玉市教育振興基本計画等策定委員会	83
4 諮問書	85
5 答申書	85
6 資料集	86

※本計画の表記では、基本的に「障がい」「子ども」を使用します。例外として固有名詞で使用している場合は、「障害」「子供」の表記としています。

※本計画期間中に元号が変更となった場合は、西暦に読み替えるものとします。

※本計画に関連する法令・条例等の改正があった場合は、改正後の条項に読み替えるものとします。